

子ども・子育て支援法第27条第3項第2号等の市町村が定める額等を定める規則新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条 (略)</p> <p>(利用者負担額等)</p> <p>第2条 法第27条第3項第2号、第28条第2項各号、第29条第3項第2号及び第30条第2項各号並びに法附則第9条第1項第1号イ、第2号イ(1)及びロ(1)並びに第3号イ(1)及びロ(1)に規定する政令で定める額を限度として市町村が定める額(附則第2項及び別表において「利用者負担額」という。)は、別表に定める基準により算出した額</p> <hr/> <p>とする。</p> <p>(加える)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(特定保育所の保育料)</p> <p>第3条 前条第1項 の規定は、法附則第6条第4項の規定により徴収する費用の額について準用する。この場合におい</p>	<p>第1条 (略)</p> <p>(利用者負担額等)</p> <p>第2条 法第27条第3項第2号、第28条第2項各号、第29条第3項第2号及び第30条第2項各号並びに法附則第9条第1項第1号イ、第2号イ(1)及びロ(1)並びに第3号イ(1)及びロ(1)に規定する政令で定める額(別表において「利用者負担額」という。)は、次の各号に掲げる教育・保育給付認定保護者(法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定保護者をいう。以下同じ。)の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定子どものうち、次に掲げる者に係る教育・保育給付認定保護者</p> <p>零</p> <p>ア 子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号。以下「政令」という。)第4条第1項第1号に規定する教育認定子ども</p> <p>イ 政令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子ども</p> <p>(2) 満3歳未満保育認定子ども(政令第4条第2項に規定する満3歳未満保育認定子どもをいう。以下同じ。)に係る教育・保育給付認定保護者 同項(政令第5条第2項、第9条、第11条第2項及び第12条第2項において準用する場合を含む。)、政令第13条第1項及び第14条に定める額を限度として別表に定める基準により算出した額</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(特定保育所の保育料)</p> <p>第3条 前条第1項第2号の規定は、法附則第6条第4項の規定により徴収する費用の額について準用する。この場合におい</p>

て、別表中「利用者負担額」とあるのは、「特定保育所の保育料」と読み替えるものとする。

(措置費用)

第4条 第2条第1項 の規定は、児童福祉法第56条第3項の規定により徴収する費用の額について準用する。この場合において、別表中「利用者負担額」とあるのは、「措置費用」と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、町長が定める。

第5条 (略)

(制定附則)

附 則

(施行期日)

1 (略)

(経過措置)

2 平成27年3月31日以前に保育所に入所している児童と同一世帯に16歳未満の児童(15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童に限る。)が3人以上いる場合においては、当該平成27年3月31日以前に入所している児童のうち最も年齢の高い児童(別表備考6に規定する第1子に該当する児童に限る。以下「対象児童」という。)の利用者負担額は、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間、第2条第1項の規定にかかわらず、次の算式により計算した額とする。

対象児童について別表に定める基準により算定した額(以下「基準額」という。)
 $\times 1/2 = A$ (1,000円未満を切捨てとし、5,000円を超える場合は5,000円とする。) 基準額 - A = 利用者負担額

3 前項の規定は、第3条の場合について準用する。この場合において、同項中「利用者負担額」とあるのは「特定保育所の保育料」と、「第2条第1項」とあるのは「第3条において準用する第2条第1項」と読み替えるものとする。

～略～

て、別表中「利用者負担額」とあるのは、「特定保育所の保育料」と読み替えるものとする。

(措置費用)

第4条 第2条第1項第2号の規定は、児童福祉法第56条第3項の規定により徴収する費用の額について準用する。この場合において、別表中「利用者負担額」とあるのは、「措置費用」と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、町長が定める。

第5条 (略)

(制定附則)

附 則

(略)

(削る)

(削る)

～略～

別表(第2条、第3条、第4条関係)

1号認定利用者負担額

階層区分		1号認定利用者 負担額(月額： 円)
A	生活保護世帯	0
B	市町村民税非課税 世帯	1,000
C1	市町村民税均等割 のみの世帯	2,000
C2	市町 村民 25,700円以 下	5,600
C3	税所 得割 課税 25,701円以 上51,400円 以下	8,400
C4	額が 右の 区分 51,401円以 上77,100円 以下	10,100
C5	に該 当す る世 帯 77,101円以 上121,800円 以下	16,800
C6	121,801円以 上166,500円 以下	18,400
C7	166,501円以 上211,200円 以下	20,000
C8	211,201円以 上344,700円 以下	24,500
C9	344,701円以 上	25,000

2号・3号認定利用者負担額

階層区分	2号認定利用 者負担額 (3歳以上) (月額：円)		3号認定利用 者負担額 (3歳未満) (月額：円)	
	保育 標準 時間	保育 短時 間	保育 標準 時間	保育 短時 間

別表(第2条、第3条、第4条関係)

(削る)

利用者負担額

階層区分	(削る)	利用 者負担額 (月額：円)	
		保育 標準 時間	保育 短時 間

A	生活保護世帯	0	0	0	0	
B	市町村民税 非課税世帯	2,000	1,900	3,200	3,100	
C1	市町村民税 均等割のみ の世帯	5,000	4,900	6,100	5,900	
C2	市 町 円未満	24,300	6,000	5,800	7,700	7,500
C3	村 民 税 所 円以上 48,600 円未満	24,300	7,400	7,200	9,500	9,300
C4	得 割 課 税 額 が 右 の 区 分 に 該 当 す る 世 帯	48,600	10,80	10,60	13,20	12,90
C5	60,700 円以上 72,800 円未満	0	0	0	0	0
C6	72,800 円以上 84,900 円未満	13,30	13,00	16,10	15,80	0
C7	84,900 円以上 97,000 円未満	0	0	0	0	0
C8	97,000 円以上 115,000 円未満	15,80	15,50	19,00	18,60	0
C9	115,000 円以上 133,000 円未満	18,50	18,10	22,00	21,60	0
C10	133,000 円以上 151,000 円未満	21,30	20,90	27,20	26,70	0
		22,70	22,30	31,00	30,40	0
		0	0	0	0	0
		24,10	23,60	34,80	34,20	0
		0	0	0	0	0

A	生活保護世帯	0	0
B	市町村民税 非課税世帯	0	0
C1	市町村民税 均等割のみ の世帯	6,100	5,900
C2	市 町 円未満	7,700	7,500
C3	村 民 税 所 円以上 48,600 円未満	9,500	9,300
C4	得 割 課 税 額 が 右 の 区 分 に 該 当 す る 世 帯	13,20	12,90
C5	60,700 円以上 72,800 円未満	0	0
C6	72,800 円以上 84,900 円未満	16,10	15,80
C7	84,900 円以上 97,000 円未満	0	0
C8	97,000 円以上 115,000 円未満	19,00	18,60
C9	115,000 円以上 133,000 円未満	22,00	21,60
C10	133,000 円以上 151,000 円未満	27,20	26,70
		31,00	30,40
		0	0
		34,80	34,20
		0	0

	000円未満						000円未満		
C11	151,000円以上169,000円未満	25,500	25,000	38,600	37,900	0	0	38,600	37,900
C12	169,000円以上213,000円未満	27,300	26,800	44,800	44,000	0	0	44,800	44,000
C13	213,000円以上257,000円未満	28,300	27,800	49,200	48,300	0	0	49,200	48,300
C14	257,000円以上301,000円未満	29,400	28,900	53,600	52,600	0	0	53,600	52,600
C15	301,000円以上349,000円未満	30,000	29,400	56,400	55,400	0	0	56,400	55,400
C16	349,000円以上397,000円未満	30,600	30,000	59,200	58,100	0	0	59,200	58,100
C17	397,000円以上445,000円未満	31,300	30,700	63,600	62,500	0	0	63,600	62,500
C18	445,000円以上	32,000	31,400	66,400	65,200	0	0	66,400	65,200

1 この表における児童の年齢区分は、当該児童に対して保育が行われた日の属

1 この表における児童の年齢区分は、当該児童に対して保育が行われた日の属

する年度の初日における児童の年齢によるものとする。

- 2 この表において「1号認定」とは、法第19条第1項第1号に該当する支給認定子ども（法第20条第4項に規定する支給認定子どもをいう。以下同じ）をいい、「2号認定」とは、同項第2号に該当する支給認定子どもをいい、「3号認定」とは、同項第3号に該当する支給認定子どもをいう。また、「保育標準時間及び保育短時間」とは、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第4条第1項に規定する時間をいう。

3 （略）

- 4 この表において入所児童の属する世帯が市町村民税非課税世帯、市町村民税均等割のみの世帯又は市町村民税所得割課税額が77,100円以下の世帯で、かつ、次の各号のいずれかに該当する世帯の場合における利用者負担額は、同表の定めにかかわらず、次の表に掲げる額とする。

(1)～(3) (略)

1号認定利用者負担額

階層区分		利用者負担額
		(月額：円)
B	市町村民税非課税世帯	0
C1	市町村民税均等割のみの世帯	0
C2	市町村民税所得割課税額が右の区分に該当する世帯	25,700円以下 2,300
C3	25,701円以上51,400円以下	3,000
C4	51,401円以上77,100円以下	3,000

2号・3号認定利用者負担額

する年度の初日における児童の年齢によるものとする。

- 2 この表において _____

「保育標準時間及び保育短時間」とは、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第4条第1項に規定する時間をいう。

3 （略）

- 4 この表において入所児童の属する世帯が _____ 市町村民税均等割のみの世帯又は市町村民税所得割課税額が77,100円以下の世帯で、かつ、次の各号のいずれかに該当する世帯の場合における利用者負担額は、同表の定めにかかわらず、次の表に掲げる額とする。

(1)～(3) (略)

(削る)

利用者負担額

階層区分	利用者負担額(月額：円)					
	2号認	2号認	3号認	3号認		
	定保	定保	定保	定保		
	育標	育短	育標	育短		
準時	時間	準時	時間			
B	市町村民税 非課税世帯	0	0	0	0	
C	市町村民税 均等割のみの世帯	2,000	1,950	2,550	2,450	
C	市町村民税 24,300円未満	2,500	2,400	3,350	3,250	
C	所得割 課税額が上48,600円未満	3,200	3,100	4,250	4,150	
C	に該当する世帯	48,600円以上60,700円未満	5,400	5,300	6,600	6,450
C		60,700円以上72,800円未満	6,000	6,000	8,050	7,900
C		72,800円以上77,100円以下	6,000	6,000	9,000	9,000

5 負担額算定基準子ども(子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号。以下「政令」という。)第14条__に規定する負担額算定基準子どもをいう。以下同じ。)が同一世帯に2人以上いる場合の支給認定保護者(法第20条第1項に規定する支給認定保護者をいう。以下同じ。)に係る次の各号に掲げる支

階層区分	利用者負担額(月額：円)			
	(削る)			
	保	保		
	育標	育短		
準時	時間			
	(削る)			
C	市町村民税 均等割のみの世帯	2,550	2,450	
C	市町村民税 24,300円未満	3,350	3,250	
C	所得割 課税額が上48,600円未満	4,250	4,150	
C	に該当する世帯	48,600円以上60,700円未満	6,600	6,450
C		60,700円以上72,800円未満	8,050	7,900
C		72,800円以上77,100円以下	9,000	9,000

5 負担額算定基準子ども(政令第13条第2項__に規定する負担額算定基準子どもをいう。以下同じ。)が同一世帯に2人以上いる場合の教育・保育給付認定保護者__に係る次の各号に掲げる満3

給認定子ども _____ に係る利用者負担額は、当該各号に定める額とする。

(1) 次のアからウまでに掲げる支給認定子ども

_____ その者の属する世帯が該当する階層区分の利用者負担額(備考4に掲げる世帯に該当する場合は、備考4に掲げる利用者負担額)に2分の1を乗じて得た額

ア 支給認定保護者に係る負担額算定基準子どものうち小学校第3学年修了前子ども(政令第14条に規定する小学校第3学年修了前子どもをいう。以下同じ。)が1人のみである場合における最年長負担額算定基準小学校就学前子ども(当該保護者に係る負担額算定基準子どもである小学校就学前子ども(法第6条第1項に規定する小学校就学前子どもをいう。以下同じ。)のうち最年長者をいう。以下同じ。)である1号認定

イ 支給認定保護者に係る負担額算定基準子どものうちに小学校第3学年修了前子どもがいる場合における負担額算定基準小学校就学前子ども(当該支給認定保護者に係る負担額算定基準子どもである小学校就学前子どもをいう。以下同じ。)(最年長負担額算定基準小学校就学前子どもを除く当該支給認定保護者に係る負担額算定基準小学校就学前子どものうち最年長者であるものに限る。以下同じ。)である2号認定又は3号認定

ウ 支給認定保護者に係る全ての負担額算定基準子どもが小学校就学前子どもの場合における負担額算定基準小学校就学前子どもである支給認定子ども

歳未満保育認定子どもに係る利用者負担額は、当該各号に定める額とする。

(1) 教育・保育給付認定保護者に係る負担額算定基準子ども(最年長負担額算定基準子ども(当該教育・保育給付認定保護者に係る負担額算定基準子どものうち最年長者をいう。以下同じ。)を除く。)のうち最年長者である満3歳未満保育認定子ども その者の属する世帯が該当する階層区分の利用者負担額(備考4に掲げる世帯に該当する場合は、備考4に掲げる利用者負担額)に2分の1を乗じて得た額

(削る)

(2) 次のアからウまでに掲げる支給認定子ども 0

ア 支給認定保護者に係る負担額算定基準子どものうち小学校第3学年修了前子どもが2人以上いる場合における最年長負担額算定基準小学校就学前子どもである1号認定

イ 支給認定保護者に係る負担額算定基準子どものうちに小学校第3学年修了前子どもがいる場合における負担額算定基準小学校就学前子どもである1号認定

ウ 負担額算定基準子ども(最年長負担額算定基準小学校就学前子ども及び負担額算定基準小学校就学前子どもを除く。)である支給認定子ども

6 特定被監護者等(政令第14条の2に規定する特定被監護者をいう。以下同じ。)が2人以上いる場合の支給認定保護者 _____ に係る次の各号に掲げる支給認定子ども _____ に係る利用者負担額は、市町村民税所得割課税額が77,100円以下(2号認定及び3号認定にあつては、57,700円未満)

_____ であるときは、備考5の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

(1) 次のア又はイに掲げる支給認定子ども _____ その者の属する世帯が該当する階層区分の利用者負担額(備考4に掲げる世帯に該当する場合は、備考4に掲げる利用者負担額)に2分の1を乗じて得た額(市町村民税非課税世帯に属する支給認定保護者に係る支給認定子どもにあつては、0)

ア 支給認定保護者 _____ に係る特定被監護者等のうち小学校就学前子ども以外の者が1人のみである場合における最年長負担額算定基準小学校就学前子どもである支給認定子ども _____

(2) 負担額算定基準子ども(最年長負担額算定基準子ども及び前号に該当する負担額算定基準子どもを除く。)である満3歳未満保育認定子ども 零

6 特定被監護者等(政令第14条 _____ に規定する特定被監護者をいう。以下同じ。)が2人以上いる場合の教育・保育給付認定保護者に係る次の各号に掲げる満3歳未満保育認定子どもに係る利用者負担額は、市町村民税所得割課税額が57,700円未満(特定教育・保育給付認定保護者(政令第4条第2項第7号に規定する特定教育・保育給付認定保護者をいう。以下同じ。)にあつては、77,101円未満)であるときは、備考5の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

(1) 次のア又はイに掲げる満3歳未満保育認定子ども _____ その者の属する世帯が該当する階層区分の利用者負担額(備考4に掲げる世帯に該当する場合は、備考4に掲げる利用者負担額)に2分の1を乗じて得た額(特定教育・保育給付認定保護者に係る満3歳未満保育認定子どもにあつては、零)

ア 教育・保育給付認定保護者に係る特定被監護者等のうち小学校就学前子ども以外の者が1人のみである場合における最年長負担額算定基準子ども _____ である満3歳未満保育認定子ども _____

イ 支給認定保護者 _____に係る
全ての特定被監護者等が小学校就学
前子どもの場合における負担額算定
基準小学校就学前子どもである支給
認定子ども _____

(2) 次のアからウまでに掲げる支給認
定子ども _____ 0

ア 支給認定保護者 _____に係る
特定被監護者等のうちに小学校就学
前子ども以外の者が2人以上いる場
合における最年長負担額算定基準小
学校就学前子どもである支給認定子
ども _____

イ 支給認定保護者 _____に係る
特定被監護者等のうちに小学校就学
前子ども以外の者がいる場合におけ
る負担額算定基準小学校就学前子ど
も _____
_____である支給認
定子ども _____

ウ 負担額算定基準子ども(最年長負
担額算定基準小学校就学前子ども及
び負担額算定基準小学校就学前子ど
もを除く _____。)である支給認定子
ども _____

7 支給認定保護者 _____又は当該支
給認定保護者 _____と同一の世帯に
属する者が備考4各号のいずれかに該当
する場合における当該支給認定保護者
_____に関する備考6の適用について
は、同項中「77,100円以下(2号認定及び
3号認定にあつては、57,700円未満)」と
あるのは「77,100円以下」と、「当該各
号に定める額」とあるのは「0」とする。

イ 教育・保育給付認定保護者に係る
全ての特定被監護者等が小学校就学
前子どもの場合における負担額算定
基準子ども _____である満3
歳未満保育認定子ども _____

(2) 次のアからウまでに掲げる満3歳
未満保育認定子ども _____ 零

ア 教育・保育給付認定保護者に係る
特定被監護者等のうちに小学校就学
前子ども以外の者が2人以上いる場
合における最年長負担額算定基準子
ども _____である満3歳未満
保育認定子ども _____

イ 教育・保育給付認定保護者に係る
特定被監護者等のうちに小学校就学
前子ども以外の者がいる場合におけ
る負担額算定基準子ども(最年長負
担額算定基準子どもを除く。)のうち
最年長者 _____である満3歳
未満保育認定子ども _____

ウ 負担額算定基準子ども(最年長負
担額算定基準子ども _____及
びイの規定に該当する負担額算定基
準子どもを除く。)である満3歳未満
保育認定子ども _____

7 教育・保育給付認定保護者又は当該教
育・保育給付認定保護者と同一の世帯に
属する者が備考4各号のいずれかに該当
する場合における当該教育・保育給付認
定保護者に関する備考6の適用について
は、同項中 _____
_____「当該各
号に定める額」とあるのは「零」とする。

(改正附則)

附 則

この規則は、令和元年10月1日から施行
し、この規則による改正後の子ども・子育て
支援法第27条第3項第2号等の市町村が
定める額等を定める規則の規定は、この規
則の施行の日以後に行われた子ども・子育て

て支援法(平成24年法律第65号)第27条第1項に規定する特定教育・保育、同法第28条第1項第2号に規定する特別利用保育、同項第3号に規定する特別利用教育、同法第29条第1項に規定する特定地域型保育、同法第30条第1項第2号に規定する特別利用地域型保育、同項第3号に規定する特定利用地域型保育及び同項第4号に規定する特例保育について適用する。